

財務省告示第百十九号

国別・品目別特恵適用除外措置及び高所得国に係る特恵適用除外措置の適用基準（平成十九年三月
財務省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年四月一日

財務大臣臨時代理

國務大臣 金子 一義

一の〔〕を次のように改める。

(一) 一の特恵受益国・地域（後発開発途上国を除く。）を原産地とする物品（関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第三に掲げる物品を除く。以下「特定原産品」といづ。）であつて、一年連續して、その輸入額が十億円を超え、かつ、当該輸入額が特定原産品と同一の物品の総輸入額の五十%を超えるもののうち、本邦の産業への影響に関する事情その他の事情を勘案した上で除外する必要性が認められるものとして、次に掲げる条件のいずれにも該当するものは、特恵適用の対象から除外する。

イ 本邦において特定原産品と同種の物品その他用途が直接競合する物品の国内生産の事実が認められること

ロ 特恵関税を適用することが当該物品の生産、使用等に関する本邦の産業に与える影響を把握

である」と
「の」及び「を」を削り、「田」を「由」とし、「由」に「て」を「由」に「て」に改め、「六」を「四」とし、「七」
を「五」とする。